

**審議・検討情報（法第5条第5号）についての検討資料**

**要件の解釈、運用** ..... 1  
「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」の解釈、運用に問題はあるか。

1 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当するかどう  
か争われた答申の例 ..... 1

## 論 点

### 要件の解釈、運用

「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」の解釈、運用に問題はあるか。

5条5号を適用して不開示とする決定自体が少ないこともあるが、審査会において、本規定の適用が容認された例は少ない。

審査会においては、「不当に」という要件があることにより、個別具体の状況に応じて厳格に解釈されており、それらの例が蓄積されつつある。

## 1 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当するかどうか争われた答申の例

### ◆ 不確定の統合計画について該当性を否定した例

登記所の統廃合計画については、「本件統廃合計画に反対する者においては、これが不確定なものと理解したとしても、不確定な段階から、反対運動等を展開せざるを得ないものと考えられ、本件統廃合計画が将来的に実施の見込みが立たないものであるとした場合には、結果として、必要のない反対運動等を行ったこととなる。また、本件統廃合計画に掲げられていない案件について統廃合が着手された場合には、掲げられていないことをもって統廃合が行われぬものと考えていた者に対しては、かえって不信感を与えることとなる可能性もあり、このような状況は、一種の混乱と言えなくもない。

しかしながら、そもそも、不確定な本件統廃合計画に対し、国民が、どのように考え、反対運動等をするかどうかを含め、どのような行動をとるかは、それぞれの自由な意思に基づき、それぞれの責任において合理的に判断し、決定されるべきものであって、本件統廃合計画を不開示としなければ保護することができないような重大な混乱に至るものとは考え難く、これをもって、法5条5号に規定する「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があると認めることはできない。」

（審査会答申 H14-7「新登記所適正配置計画等に記載された統廃合計画に関する件」）

### ◆ 検察問題調査会分科会の議事内容について該当性を否定した例

「諮問庁は、本件対象文書を公にすると、検察の規定方針であるかのように解され、国民に無用な誤解や混乱を与えるおそれがある旨説明するが、（略）検察問題

調査会分科会は、検察庁における意思決定や個別的問題の解決自体を行うために設置されたものではなく、そのための資料を提供することに意義があるものであり、そこにおける議論や個別の発言内容も、率直な意見を交換して議論を深めることを目的として行われているものであることは諮問庁が説明するとおりであって、本件対象文書を検分した結果によっても、本件対象文書に記載されている議事内容は、これを見た者が検察庁の規定方針であると誤解するなどして不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると一般的に認めることは困難である。

このようなおそれの有無についても、検察問題調査会分科会の性格とその議事録の具体的内容や今後の検討の在り方等に照らして、個別の記載内容が公にされた場合の影響等を具体的に検討して判断する必要があると考える。」

(審査会答申 H15-70～78「検察問題調査会「被害者の立場からみた検察権行使のあり方」小委員会の議事内容が分かる文書に関する件」)

◆ 刑事訴訟法上の権限行使の方法に関する想定問答について該当性を認めた例

「当該不開示部分は、漁業に関する水域における刑事訴訟法上の権限行使の方法に関する想定問答である。

当該想定問答については、未定稿との記載があることのみならず、その記述の体裁やその後に展開されている刑事訴訟法の適用範囲をめぐる議論の状況等に照らすと、ここに記載された見解は、法務省刑事局としての統一された見解ではなく、いまだ十分な検討を経ていない未確定のものとして認めることができる。

そして、ここで取り上げられている刑事訴訟法上の権限行使の方法についての問題は、日韓漁業協定関係にとどまるものではなく、刑事訴訟法の適用範囲という普遍的かつ根幹的な問題であって、現在又は将来の関係法令の解釈や他国との国際協定等の交渉にも重要な意味を持つ機微な内容を含むものと言うことができる。このような問題の性質にかんがみると、この点に関しては、今後も引き続き、同局内部において、本件想定問答におけるような見解をも含め、率直な意見交換を行い、審議・検討を重ねる必要があるとともに、内閣法制局その他の関係行政機関との間においても、必要に応じて、率直な意見交換を行っていくことが必要な問題であると認められる。そして、いまだこのような確定的な見解に至らない現段階で当該不開示部分を開示した場合には、未定稿との注意書きはあるものの、その結論又は記述中に含まれる解釈等について、法務省刑事局の確定的な考え方を反映したものと受け取られるなどの誤解を招くおそれがあり、この誤解は現在あるいは将来の関係法令の解釈等にも影響を与えかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものと認められる。」

(審査会答申 H14-111「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案」に関する法令

案審議録に関する件」)

◆ 極めて機微な事項に関する不確定かつ未成熟な文書について該当性を認めた例

本件対象文書は、「私権制限等にかかわる内容を多数含む、憲法や国際法上の広汎な論議を引き起こしかねない極めて機微なものであると認められる。さらに、本件対象文書中の各検討事項に関する記述は、数次にわたり追加・変更がなされた当該時点における内閣安全保障室の各担当者の知見及び認識に基づいて同室の観点から関係省庁や地方公共団体の関係者の対応振りについて予測しつつ取りまとめられたものであって、これらの関係省庁や地方公共団体との調整を了したのではなく、同室が独自に取りまとめたものであることにかんがみれば、関係省庁や地方公共団体の対応や有事法制第3分類をめぐる内外の諸動向についての機微な内容も含まれていると認められる。以上のとおり、本件対象文書は、有事法制第3分類として整理された事項についての初期の検討段階における極めて不確定かつ未成熟なものであると認められる。

このように極めて不確定かつ未成熟な文書であるにもかかわらず、本件対象文書が公にされることとなると、本件対象文書の内容が確定したものであるとの印象を与え、本件対象文書に基づく先入観や誤解により、国民の間に不当な誤解や混乱を生じさせるおそれがあると認められる。」

(審査会答申 H15-700「有事法制第3分類に関する文書に関する件」)

◆ 金融政策にかかる意思決定について該当性を否定した例

(注)独立行政法人等情報公開法関係

「諮問庁は、 )経済・物価の現状や見通しに関する判断等は、それまでの会合における検討に、新たに得られた情報を積み重ねる形で行っている。そのような意味で情勢判断そのものが過去との継続性をもって行われるとともに、その上に立っての政策決定は過去の政策と密接な連続性の中で行われることになる、 )量的緩和政策について、導入時の議論は過去の議論ではなく、現在の議論そのものであり、導入時に行われた量的緩和政策に関する議論が詳細かつ具体的な形で公になると、誤解や憶測を生じて市場が混乱し、現在の日本銀行の金融政策、ひいては国民経済に影響を及ぼすおそれがあるとし、金融政策決定会合における議論の連続性から本件対象文書の法5条3号該当性を主張する。

この点、法5条3号の不開示情報については、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであり、また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が

終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得ると考えられる。しかしながら、金融政策自体の連続性は認められるにしても、金融政策に関する意思決定は、各回の会合で行われるものであり、本件の場合についても、ゼロ金利解除と量的緩和導入という意思決定は、それぞれの会合において完結しているものであることから、審議の連続性を根拠として法5条3号の不開示情報に該当するという諮問庁の主張は採用できない。」

( 審査会答申 H15- ( 独 ) 31 「 金融政策決定会合議事録に関する件 」 )